(目的)

第1条 この規程は、栃木県立博物館の研究者が業務に基づいて行う研究のうち、科学研究費助 成事業(以下「科研費」という。)を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、 もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

### (組織の責任体制)

- 第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者(最高管理責任者) を館長とする。
  - 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(統括管理責任者)を副館長とする。
  - 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(コンプライアンス推進責任者)を副館長とする。
  - 4 研究倫理教育責任者を学芸部長とする。

## (組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

# 学芸部長

人文課(課長、特別研究員、主任研究員、主任、研究員)

自然課(課長、特別研究員、主任研究員、主任、研究員)

人文課・自然課学芸嘱託員(ただし、他の研究機関において研究者として登録されている者で、研究分担者となっている者に限る)

### (研究計画の策定)

- 第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において 自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
  - 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを館長に提出するものとする。

#### (研究の実施)

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、当館の活動として実施するものとする。

# (研究成果の取扱い)

- 第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究 の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっ ては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。
  - 2 研究者は、助成を受けた事業に係る研究データについて、事業終了後5年間保存し、必要に応じて開示しなければならない。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に 従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを館長に提出するものとする。

#### (管理等の事務)

- 第8条 科研費の研究計画調書の取りまとめは人文課及び自然課、補助金の経理管理等の事務は、 総務課が所掌する。
  - 2 総務課は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
  - 3 総務課は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書 に検収印を押印し、研究室に納品させる。
  - 4 総務課は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、復命書、 領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
  - 5 総務課は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終 了後に勤務報告等により、事実確認を行う。
- 第9条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、内部監査を行う。
  - 2 館長は、内部監査を行う総務課長を指名する。
  - 3 監査の対象は、前年度の契約実績すべてとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用 状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。
- 第 10 条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19年 2月 15日(平成 26年 2月 18日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての職員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。
  - 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

## (法令等の遵守)

第11条 当館及び当館に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵 守するものとする。

#### 附則

- この規程は、平成27年7月9日から施行する。
- この規程は、平成28年9月29日から施行する。
- この規定は、平成29年6月9日から施行する。